

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目		工程	金額	品目		工程	金額	
男子既製洋服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 24 円	婦人服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 18 円	
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 16 円			えり付けまつり	10センチメートルにつき 19 円	
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 16 円			スカート	すそ奥まつり	10センチメートルにつき 12 円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 15 円			スラックス	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 11 円
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 11 円			コート	ボタン付け 裏穴のボタンを付けるもの	1個につき 11 円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 19 円			ワンピース	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 12 円
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 20 円			ブラウス	玉縁ボタンホール	1個につき 32 円
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 18 円				かぎホック付け	1組につき 25 円
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき 19 円				スナップ付け	1組につき 25 円
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき 28 円				糸ループ付け(本鎖のもの)	3センチメートルにつき 21 円
		パンツまつり	10センチメートルにつき 24 円				パンツ止め(×印に限る)	1か所につき 9 円
		パンツ止め(×印に限る)	1か所につき 9 円				鎖止め(本鎖のもの)	2センチメートルにつき 16 円
		背すそ奥まつり (背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき 16 円				糸くず取り	上衣・裏なしのものについて行うもの
	前裏すそ奥まつり及び 背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき 14 円		上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき 18 円			
	小ボタンのボタン付け	1個につき 15 円		上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき 25 円			
	糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき 34 円		カト又はスチグスについて行うもの	1枚につき 16 円		
		毛芯縫製のもの	1枚につき 134 円		コートについて行うもの	1枚につき 28 円		
					ワンピースについて行うもの	1枚につき 21 円		
	ズボン	腰裏まつり	10センチメートルにつき 16 円		ブラウスについて行うもの	1枚につき 15 円		
		腰裏かんぬき止め	1か所につき 8 円		ブリーツ止め(×印に限る)	1か所につき 8 円		
小またちどり		10センチメートルにつき 45 円		スカートスラックス	小またちどり	10センチメートルにつき 18 円		
天ぐまつり		3センチメートルにつき 7 円			シックまつり	10センチメートルにつき 16 円		
前立てまつり		3センチメートルにつき 8 円			ウエストまつり	10センチメートルにつき 11 円		
後中央まつり		3センチメートルにつき 10 円		ワンピースブラウス	パット付け	1組につき 51 円		
小ボタンのボタン付け		1個につき 15 円						
糸くず取り		1本につき 43 円		ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき 25 円	
						長そでについて行うもの	1枚につき 32 円	

備考(1) 金額欄中表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

(2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

4. 効力発生の日 **令和6年5月1日**

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。

最低工賃、家内労働についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせ下さい。

福島労働局 賃金室 (福島市花園町5-46 024-536-4604)

福島労働基準監督署	024(536)4611	会津労働基準監督署	0242(26)6494	喜多方労働基準監督署	0241(22)4211
郡山労働基準監督署	024(922)1370	須賀川労働基準監督署	0248(75)3519	相馬労働基準監督署	0244(36)4175
いわき労働基準監督署	0246(23)2255	白河労働基準監督署	0248(24)1391	富岡労働基準監督署	0240(22)3003